

令和5年度実施施策に係る
政策評価の事前分析表

国家公安委員会・警察庁

第1 本事前分析表の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和5年6月国家公安委員会・警察庁決定）においては、実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、事前分析表を作成し、公表することとしている。

第2 凡例

本事前分析表における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯^{かん}」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）をいう。

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

ウ 窃盗犯・・・窃盗をいう。

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

オ 風俗犯・・・賭博及びわいせつをいう。

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ゑ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）
当該年の認知件数 $\times 100$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 統計、図表その他の計数資料における平成29年7月12日以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

(1) 主な成果（指標・事例）

各業績目標に関し、取組の実施により達成するとした成果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。

(2) 外部要素等

業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。

(3) R5ー（数字）

取組に係る令和5年度行政事業レビュー事業番号を示したもの。

第3 政策の体系

基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保

- 業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進
- 業績目標2 現場執行力の強化
- 業績目標3 子供の性被害防止対策の推進
- 業績目標4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標1 重要犯罪等の検挙向上
- 業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標1 犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進
- 業績目標3 国際組織犯罪対策の推進

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 業績目標2 運転者対策の推進
- 業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標5 国の公安の維持

- 業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 業績目標3 災害への的確な対処
- 業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標6 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標1 サイバー事案対策の推進
- 業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

基本目標7 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標8 警察活動の基盤の強化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化
業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標の説明

地域の犯罪情勢に即した各種の対策等、総合的な犯罪防止に向けた取組を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

※ 本業績目標は、令和 4 年度の政策評価対象となっているため、「令和 4 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 4 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 4 年度実績評価書「課題」参照

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

業績目標 2 現場執行力の強化

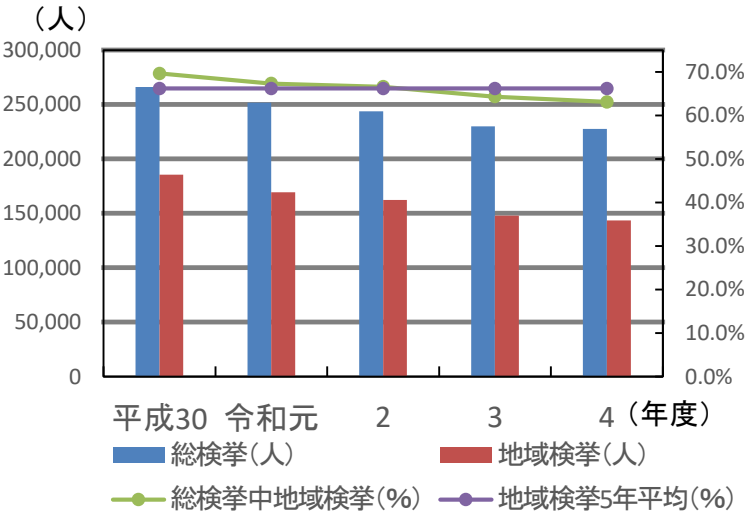
令和5年8月
生活安全企画課
教養厚生企画課

業績目標の説明

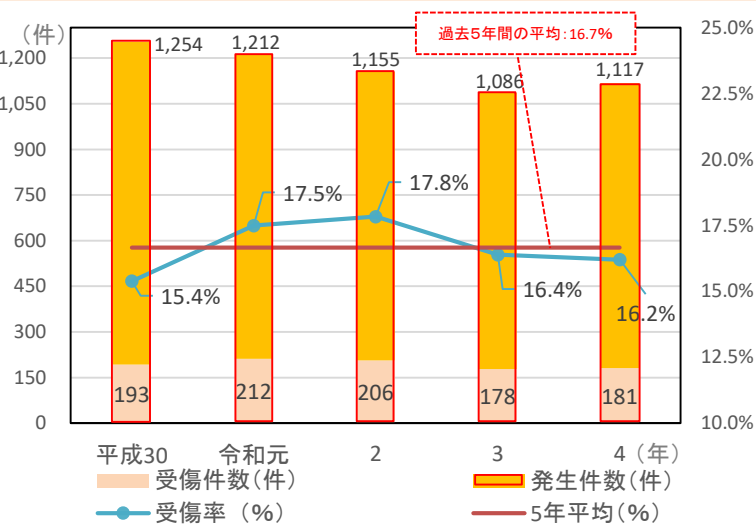
地域警察官をはじめとする第一線警察官の術科訓練の推進や装備の充実等により裏付けられる第一線警察組織の街頭活動及び初動警察活動の執行力の強化を図る。

【主な成果（指標・事例）】

① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合（達成年：令和5年度）
達成目標：過去5年間の平均値と同水準を維持する。



② 公務執行妨害事案における受傷率（対地域警察官）（達成年：令和5年）
達成目標：過去5年間の平均値を下回る。



③ 逮捕術等を効果的に用いた制圧事例等（達成年：令和5年）
達成目標：被疑者が凶器を使用した事案等において、逮捕術等を効果的に用いて、適切・的確な制圧を行う。
※ 受傷事例についても考慮

【取組】

- 職質技能の伝承、関係部門と連携した街頭活動・若手育成の推進
- 実戦に即した「総合対処法訓練」、「逮捕術訓練」の推進

【課題】

- 現場執行力の強化に資する装備資機材の開発・検討
- メリハリのある地域警察活動の推進による人的リソースの有効活用や業務の合理化に向けた取組の推進
- 逮捕術訓練、総合対処法訓練の更なる定着化等の推進

【外部要素等】

- コロナ禍収束後の人流回復による地域警察活動への影響

業績目標の説明

スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、子供の性被害を防止するための対策を推進する。

【主な成果（指標・事例）】

① 児童買春等の検挙事例（達成年：令和 5 年度）

達成目標：被害状況に即した捜査能力の向上

【令和 4 年度の検挙事例】

- 女子児童になりすまして SNS を利用して、複数の男子児童を誘惑し、わいせつな画像を送らせたうえ、児童らとわいせつな行為をした被疑者を児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙した。

② 子供の性被害の撲滅に向けた取組の実施状況

（達成年：令和 5 年度）

達成目標：子供の性被害の撲滅に対する理解の増進

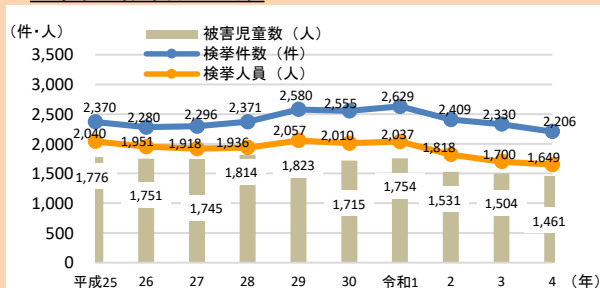
【令和 4 年度の取組事例】

- インターネット利用に係る児童の犯罪被害防止等を目的としたリーフレット等の啓発資料を作成し、都道府県警察へ配布した。
- 同啓発資料を活用し、非行防止教室、保護者説明会等において、学校、地域、家庭等を対象に注意喚起を実施した。

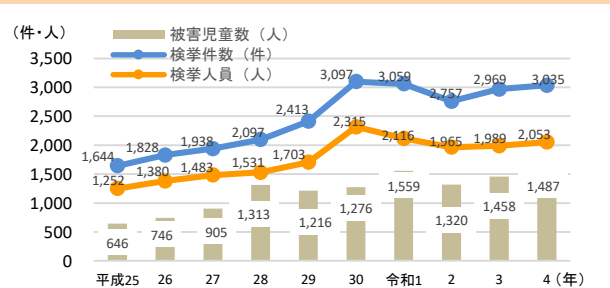


子供の性被害をめぐる情勢

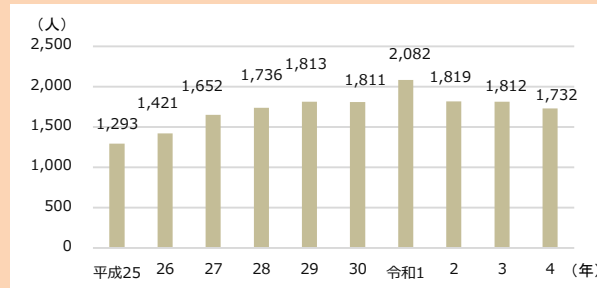
① 児童買春事犯等に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数



② 児童ポルノ事犯に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数



③ SNSに起因する事犯の被害児童数



【取組】

- 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づく取組の推進
 - ・ 児童の性的搾取等事犯の捜査に従事する都道府県警察の警察官の捜査能力向上を目的とした研修会等の開催
 - ・ 各種啓発資料を作成・配布するなどの広報啓発活動の実施

R5-16

R5-16

【外部要素等】

- 児童のスマートフォンでのインターネット利用率

【課題】

- 児童ポルノ事犯は、検挙件数・検挙人員・被害児童数のいずれも前年から増加
- SNSに起因する事犯の被害児童数は前年から減少したものの依然として高水準で推移

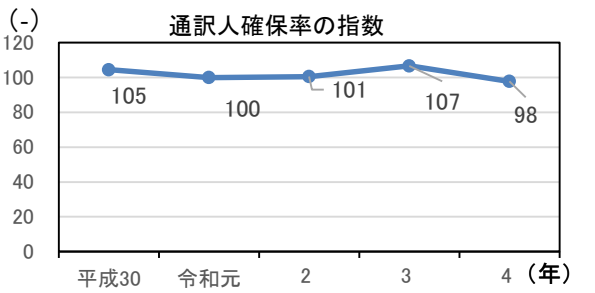
業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

業績目標の説明

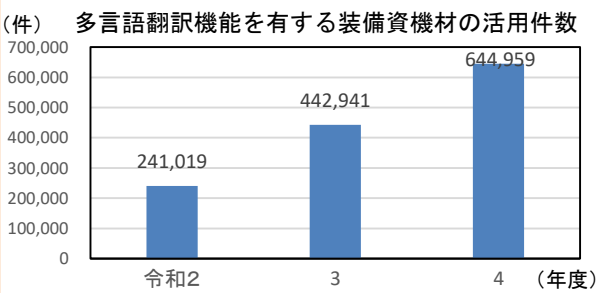
今後、増加が見込まれる訪日・在留外国人を含む、日本語を母語としない外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備する取組を推進する。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 通訳人確保率（※1）の指数（令和元年を100とする。）
（達成年：令和5年）
達成目標：令和元年の値を上回る。
- ② 多言語翻訳機能（※2）を有する装備資機材の活用件数
（達成年：令和5年度）
達成目標：前年値を上回る。
- ③ 広報SNSへのアクセス数
（達成年：令和6年度）
達成目標：前年値を上回る。



【取組】 ※1 在留外国人数に対する警察で確保した通訳人数の割合



※2 ウクライナ語にも対応（R5.3～）

統計値なし
（今年度以降統計実施予定）

- 通訳人の確保に向けた情報発信（警察庁HP及びX（旧Twitter）等のSNSの活用）並びに部内通訳人の育成及び能力向上（研修、教養、実践訓練等）
- コミュニケーション支援のための資料・資機材の活用促進（訓練、教養の実施等）
- 警察での各種手続、情報発信等の多言語化の推進（遺失拾得、運転免許申請等の手続の多言語化、在留外国人等への防犯講話の実施等）

【外部要素等】

- 訪日外国人旅行者数（出典：日本政府観光局HP <https://www.jnto.go.jp>）
平成25年：約1,000万人、令和元年：約3,188万人（過去最高）、令和4年：約383万人（コロナ禍）※令和5年1～7月：約1,303万人（推計値）
- 在留外国人数（出典：出入国在留管理庁HP <https://www.moj.go.jp/isa/index.html>）※ 在留外国人に占める割合
平成25年/主要五カ国：78%，その他22% 令和4年/主要五カ国：71%，その他29%
（主要五カ国：中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル）
平成25年：約200万人、令和元年：約293万人、令和4年：約308万人（過去最高）

【課題】

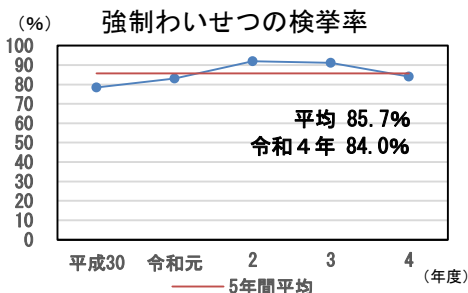
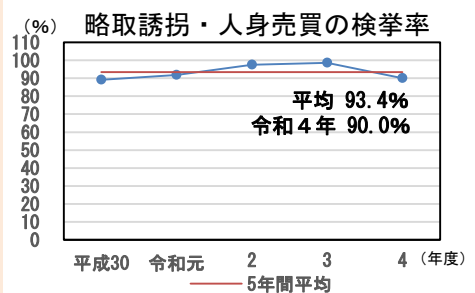
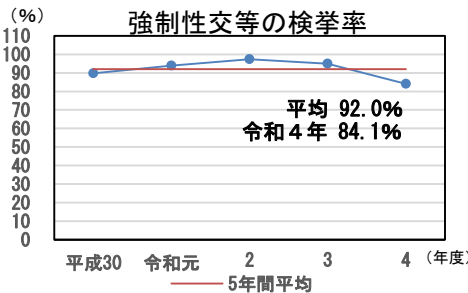
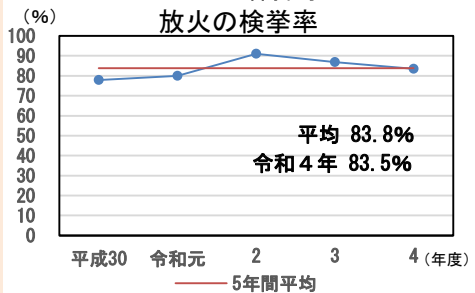
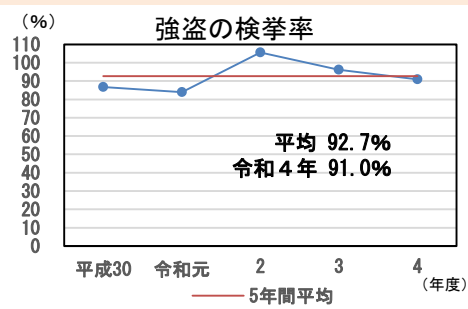
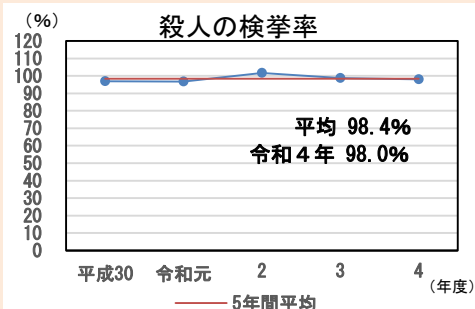
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策の緩和により、増加が見込まれる訪日・在留外国人への対応
- 少数言語を使用する外国人等への対応

業績目標の説明

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪等の検挙に向けた取組を推進する。

【主な成果（指標・事例）】

殺人、強盗をはじめとする重要犯罪等の検挙率（達成年：令和5年度）
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



【取組】

- 情報分析支援システム（CIS-CATS）の活用
- 捜査特別報奨金制度の活用
- DNA型鑑定の効果的活用
- 広報啓発活動等の被害防止対策
- 犯罪に悪用される携帯電話等の犯行ツール対策

【基本目標2 業績目標3 参照】

【基本目標3 業績目標2 参照】

【外部要素等】

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増減が一定程度影響する可能性
- 性犯罪に係る刑法等の改正が一定程度影響する可能性

【課題】

- 猟銃等により、警察官2人を含む4人が殺害される事件等、依然として社会的反響の大きな凶悪事件が発生しているほか、SNS上で実行犯を募集する手口は、特殊詐欺のみならず、強盗にまで拡大していることなどから、引き続き、国民の不安を払拭するため、各種施策の推進が必要

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

令和 5 年 8 月
捜査 第 二 課

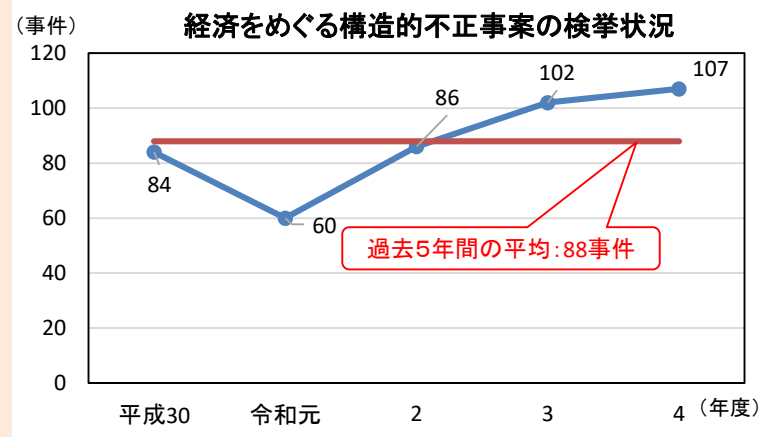
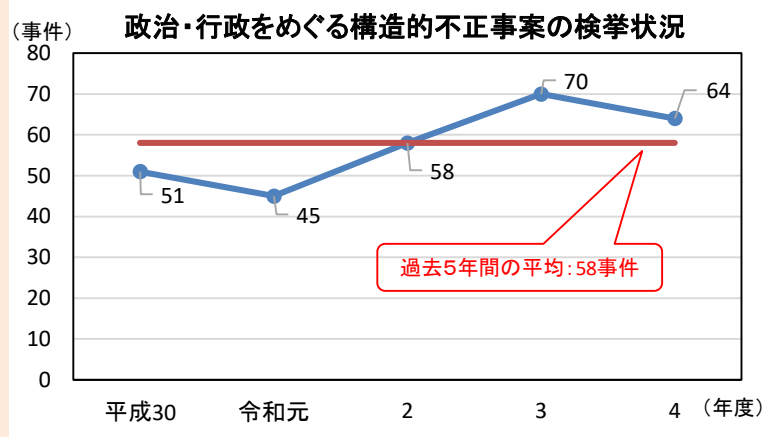
業績目標の説明

贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

【主な成果（指標・事例）】

政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）（達成年：令和 5 年度）

達成目標：過去 5 年間の平均並みの水準を維持する。



【取組】

- 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状及び問題点並びに捜査指揮についての研修の実施
- 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用等を目的とした研修の実施
- 政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした実戦的な会議の開催
- 道府県警察に対する個別指導の実施

【課題】

- 組織を挙げた端緒情報の収集・分析
- スピード感のある内偵捜査の着実な実施
- 捜査幹部の指揮能力の向上

業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

業績目標の説明

令和元年6月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された取調べの録音・録画制度の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進する。

※ 本業績目標は、令和4年度の政策評価対象となっているため、「令和4年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和4年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和4年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和4年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和4年度実績評価書「課題」参照

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

令和 5 年 8 月
組 織 犯 罪 対 策 第 一 課

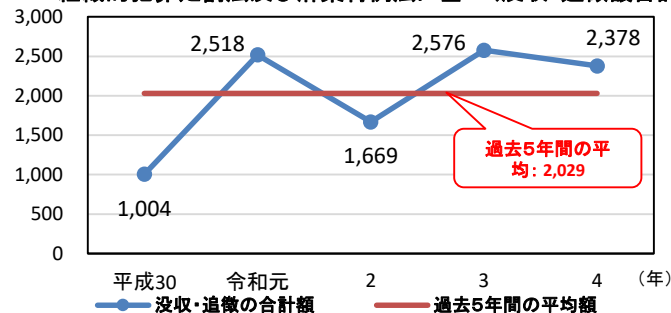
業績目標の説明

犯罪組織をめぐる情勢としては、暴力団が対立抗争を繰り返し社会にとって大きな脅威となっているほか、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等の多種多様な資金獲得活動を行っていること等から、取締りの強化、犯罪収益の剥奪を行うなど、その人的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等（※1）の没収・追徴の額（※2）（達成年：令和5年）
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。

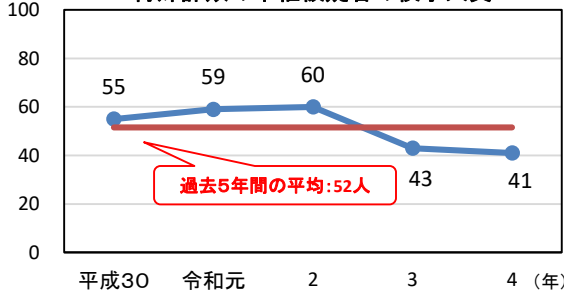
（百万円）組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく没収・追徴額合計



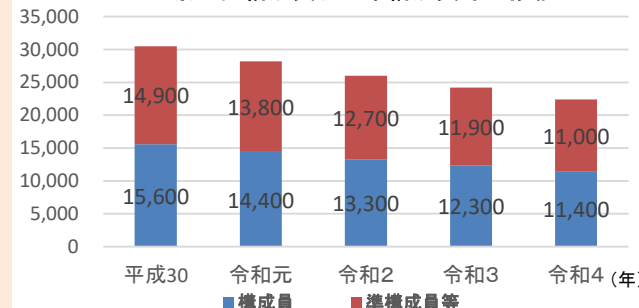
※「疑わしい取引の届出件数」も考慮

- ② 特殊詐欺の中枢被疑者の検挙人員（達成年：令和5年） ③ 暴力団構成員等（※3）の数（達成年：令和5年）
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。 達成目標：前年の値を下回る。

（人）特殊詐欺の中枢被疑者の検挙人員



（人）暴力団構成員及び準構成員等の推移



※「暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数」も考慮

- その他、「組織的な詐欺の検挙件数」、「風営適正化法違反の検挙件数」、「賭博の検挙件数」、「貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯の検挙事件数」、「風営適正化法違反、賭博並びに貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯の検挙件数」、「匿名・流動型犯罪グループの検挙（事例）」、「暴力団排除条例違反の検挙件数のうち、暴力団排除特別強化地域における特定営業等に関する利益の受供与に係る検挙件数」、「暴力団構成員等の関与する事件の検挙数及びこれら事件における検挙人員」も主な成果（指標・事例）に設定

【取組】

- 特殊詐欺等の検挙対策の推進 【基本目標3業績目標2参照】
➤ 国内関係機関との連絡会議や、FATF等の外国機関との連携等、犯罪収益の移転の防止に関する協力体制を構築

【外部要素等】

- 暗号資産等の新たな形態の財産の普及
➤ SNS等の匿名性、秘匿性の高い通信手段の普及

【課題】

- 社会情勢の変化に伴い、暗号資産を利用するなど、マネー・ローンダリングの手口が巧妙化
➤ SNSを通じて緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す匿名・流動型犯罪グループに関し、実態解明体制及び検挙体制の構築が必要

【基本目標3業績目標2参照】

※1 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれら以外の財産が混和した財産

※2 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収・追徴額

※3 暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの）。準暴力団（暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの）に属する者についても、これに当てはまる者については計上されている。

R5-23, 25

R5-23, 59

業績目標 2 特殊詐欺等の捜査活動及び予防活動の強化

業績目標の説明

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。

※ 本業績目標は、令和 4 年度の政策評価対象となっているため、「令和 4 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 4 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 4 年度実績評価書「課題」参照

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

業績目標 3 国際組織犯罪対策の強化

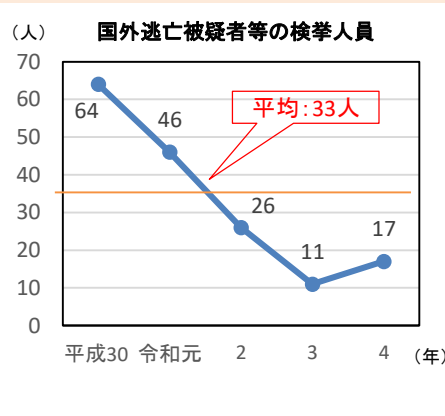
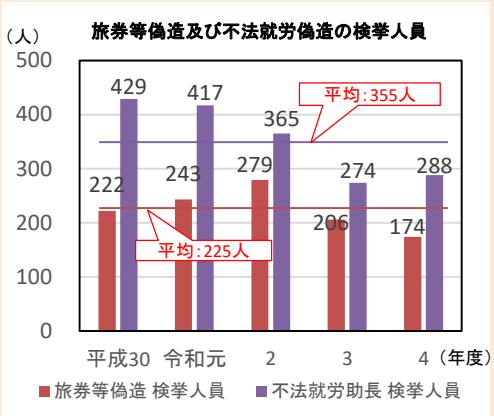
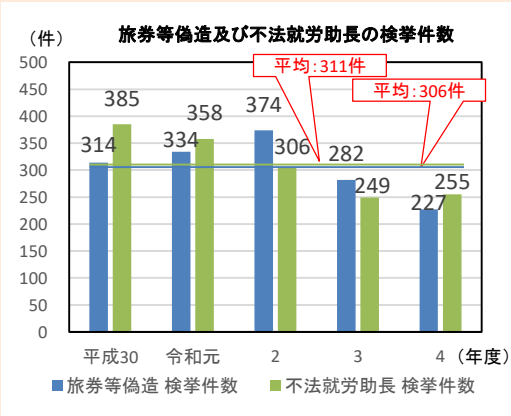
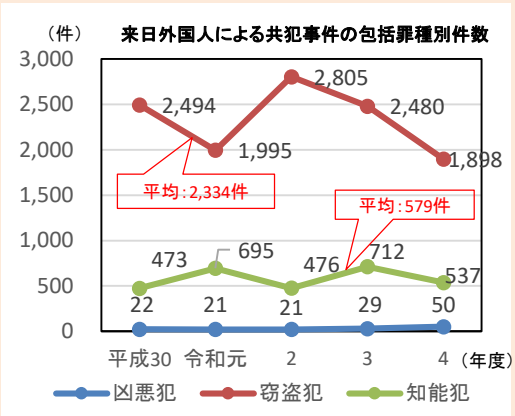
令和5年8月
国際捜査管理官

業績目標の説明

犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。

【主な成果（指標・事例）】（達成年：令和5年度）達成目標：過去5年間の平均並みの水準を維持する。

- ① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数
- ② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員
- ③ 国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙人員



➤ その他、「来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数」、「来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数」、「国外逃亡被疑者等の推移」も主な成果（指標・事例）に設定

【取組】

➤ 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）に基づく取組の推進

R5-59

➤ 専科教養、執務資料の発行等による、都道府県警察における国際組織犯罪捜査に関する知識・技能の向上

【外部要素等】

➤ 外国人入国者数、在留外国人数、不法残留者数

【課題】

➤ 海外在住の指示役からの指示に基づき、本邦在留の実行役等が犯行に及ぶなどの国境を越えた組織的犯行が増加傾向

➤ SNSを通じて連絡を取り合うなどして犯行に及ぶなど、犯行手段・方法が多様化

➤ 国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙及び国外逃亡被疑者等の検挙等、「逃げ得」を許さない対策を推進する必要

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標の説明

歩行者や自転車利用者・特定小型原動機付自転車利用者（以下「自転車利用者等」という。）の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者等の安全の確保を図る。

※ 本業績目標は、令和4年度の政策評価対象となっているため、「令和4年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和4年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和4年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和4年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和4年度実績評価書「課題」参照

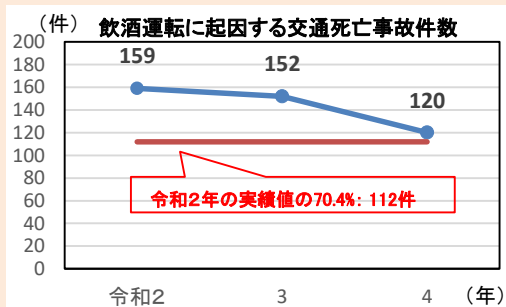
業績目標 2 運転者対策の推進

業績目標の説明

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

【主な成果（指標・取組）】 達成年: いずれも令和7年/ 達成目標: いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。

① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数



➤ その他、「無免許運転」・「最高速度違反」・「信号無視」・「歩行者妨害等」・「指定場所一時不停止」に起因する交通死亡事故件数も主な成果（指標・事例）として設定

【取組】

- 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発等の推進 R5-27
- 高齢運転者標識の普及促進
- 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等 R5-29
- 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

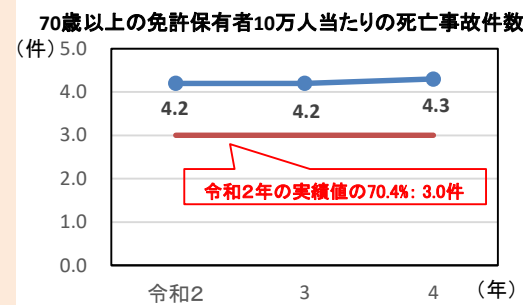
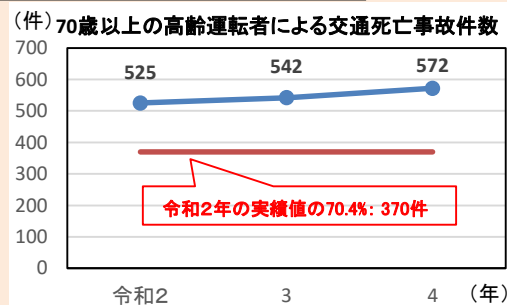
【外部要素等】

- 高齢運転免許保有者数（70歳以上）

【課題】

- 飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転の根絶には依然として至っておらず、引き続き積極的な交通安全教育活動及び広報啓発活動等を行っていく必要
- 交通事故死者数のうち高齢者が占める割合が依然として高く、高齢運転者の特性及び事故特徴を踏まえた交通安全教育等を推進する必要
- 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締り及び重大・悪質な交通事故事件の適正かつ緻密な捜査を推進する必要
- 高齢運転免許保有者数（70歳以上）は年々増加し続けており、かつ、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数についても70歳未満に比べ70歳以上は高い水準となっているなど、今後の高齢運転者による交通事故の増加の懸念
- 令和9年度末で電球式信号灯器の電球の生産が終了するため、早急に全ての信号灯器をLED化することが必要

② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数



- 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進
- 認知機能検査の適正な実施
- 高齢運転者等への支援の実施
- 自動運転の拡大に向けた調査研究 R5-30
- 自動運転に係る事故原因の適正な究明 R5-30

業績目標の説明

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。

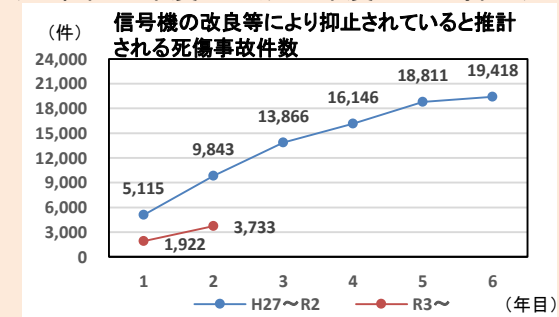
【主な成果（指標・事例）】

① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故

達成目標：

- 信号機の改良等により、死傷事故を約1万8,000件／年抑止（達成年：令和7年度）
- 事故危険箇所対策により、対策箇所の死傷事故を令和元年比で約3割抑止（達成年：令和7年）

（※令和2年度は平成26年度比58%抑止）

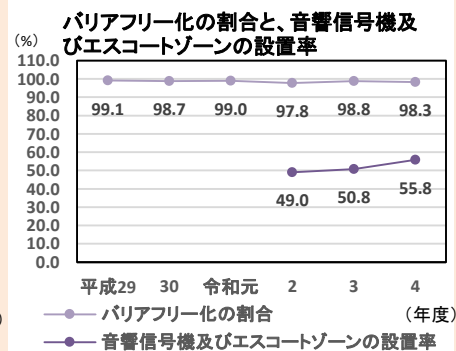
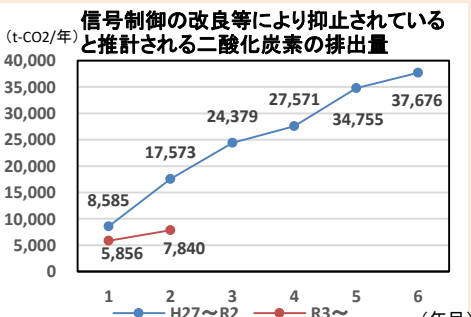
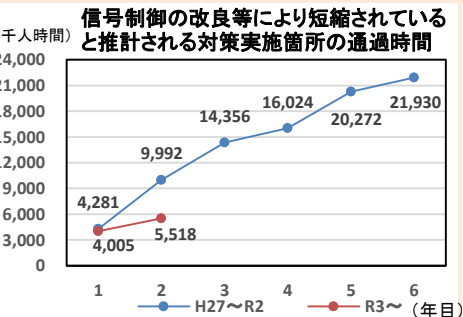


② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通（達成年：令和7年度）

達成目標：

- 信号制御の改良等により、対策実施箇所において通過時間を約1,800万人時間／年短縮
- 二酸化炭素の排出量を約3万t-CO2／年抑止
- バリアフリー対応型信号機・音響信号機及びエスコートゾーンの整備※1（原則100%）

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備するとともに、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分において、音響信号機及びエスコートゾーンを整備する。



③ 「老朽化した信号機数」 （達成目標：令和7年度時点で約6万基以下に抑える ※令和4年度末時点では49,441基）

④ 「信号機電源付加装置の整備台数」 （達成目標：令和3年度から令和7年度末までに約2,000台整備 ※令和4年度までに623台整備）

【取組】

➤ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理

➤ 特定交通安全施設等整備事業

R5-29

➤ 交通安全施設等整備事業効果測定

R5-34

➤ 今後の交通管制の在り方に関する調査研究

R5-35

【課題】

➤ 交通安全施設等の整備後長時間を経過し、老朽化した交通安全施設等の維持管理・更新を行う必要

業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等（※1）を含む警備犯罪（※2）の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

※1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムや過激な大衆運動に伴う大規模暴動等

※2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪

【主な成果（指標・事例）】

① 主要警備対象勢力(※3)に係る犯罪の検挙状況（達成年：令和5年）

※3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象

達成目標：主要警備対象勢力に係る犯罪の取締りを徹底し、事件検挙を通じて同勢力の実態解明を進める。

② 治安警備の実施状況（事例）（達成年：令和5年度）

達成目標：国内外の情勢に応じた警備措置を行う。

主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙状況					
年	平成30	令和元	2	3	4
オウム真理教に係る事件 検挙数(件・上段)・検挙 人員(人・下段)	2	1	1	3	1
	2	2	1	3	1
極左暴力集団に係る事件 検挙数(件・上段)・検挙 人員(人・下段)	9	17	8	8	3
	8	19	10	9	6
右翼運動に係る事件検挙 数(件・上段)・検挙人員 (人・下段)	114	94	62	44	41
	171	112	85	54	58

【取組】

➤ 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施

➤ 重要施設等の警戒警備

R5-37, 38, 39, 40, 41

➤ 治安警備の実施

➤ 関係機関との情報交換等の連携

R5-37, 40

【外部要素等】

➤ 令和5年には、5月19日から同月21日までの間、G7広島サミットが開催されたほか、同年7月末までに13の関係閣僚会合が全国各地で実施された。また、今後年内に、2つの関係閣僚会合が実施される。

【課題】

➤ 主要警備対象勢力による「テロ、ゲリラ」等の脅威のほか、近年は特定のテロ組織等と関わりのない過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーによる違法行為やドローンを使用したテロ等、対応すべき脅威が多様化

業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標の説明

警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象(※1)及び警護対象者(※2)に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保する。

※1 天皇皇后両陛下、上皇皇后陛下及び皇族殿下方

※2 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安にかかることとなるおそれがある者

※ 本業績目標は、令和 4 年度の政策評価対象となっているため、「令和 4 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 4 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 4 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 4 年度実績評価書「課題」参照

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。

【主な成果（指標・事例）】

災害警備活動の実施（達成年：令和5年度）

達成目標：的確な警備措置による災害発生時の被害の最小化等

※主な災害種別ごとの人的被害

年次		区分	人的被害(人)			警察庁において情報連絡室以上の警備本部を設置した災害の件数(件)
			死者	行方不明者	負傷者	
平成30	計		66	0	2,621	16
		地震	46	0	1,237	9
		台風	20	0	1,384	7
令和元	計		90	4	741	17
		地震	0	0	60	9
		台風	90	4	681	8
2	計		3	6	170	11
		地震	0	0	25	7
		台風	3	6	145	4
3	計		4	0	310	14
		地震	2	0	261	10
		台風	2	0	49	4
4	計		12	0	448	16
		地震	3	0	265	12
		台風	9	0	183	4

【外部要素等】

➤ 主な災害種別ごとの発生件数等

【課題】

➤ 南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定及び局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じて、災害警備訓練及び救出救助に使用する装備資機材の整備を推進し、救出救助能力の向上を図る必要

【取組】

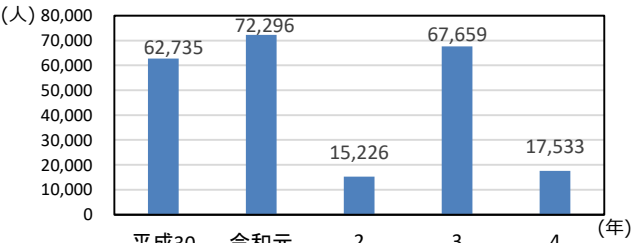
➤ 災害警備活動の実施

R5-37, 40, 52

【令和4年中に発生した主な自然災害】

- 福島県沖を震源とする地震
福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生し、死者3人等の被害が発生
- 令和4年8月3日からの大雨等
浸水害、土砂災害等が発生するなどして、死者2人等の被害が発生
- 台風14号
記録的な大雨や暴風が発生し、死者5人等の被害が発生
- 台風15号
記録的な大雨や暴風が発生し、死者5人等の被害が発生

災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数
(※1)(※2)



※1 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る。)の延べ数
※2 年をまたぐ出動については、災害の発生年に人員を計上

➤ 災害対策用資機材の整備

R5-37, 40, 44

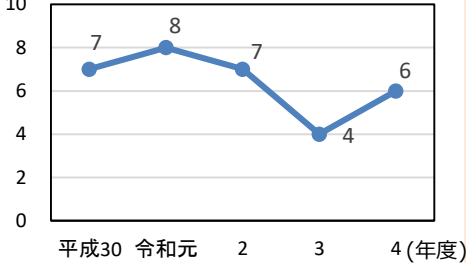
➤ 広域緊急援助隊合同警備訓練等での
自衛隊等関係機関との合同訓練

R5-37, 40, 44, 52

➤ 関係機関との情報交換等の連携

R5-37, 40

自衛隊等関係機関との合同訓練実施回数
(平成30年度～令和4年度)



業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

業績目標の説明

諜報事案、拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、経済安全保障、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事象に的確に対処する。

【主な成果（指標・事例）】

① 北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況（達成年：令和 5 年度）

達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に対する取組を推進する。

【実績値(件)】 対北朝鮮措置に係る事件等の検挙状況

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2	2	2	0

② 国内における国際テロの発生状況（達成年：令和 5 年度）

達成目標：国内外の機関との情報交換をはじめとして、関係機関との連携を強化するなどして、国内における国際テロの発生抑止を維持する。

【実績値(件)】 国内における国際テロの発生件数

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0	0	0	0

【取組】

- 国内外の関係機関との情報交換等の連携
- 情報収集・分析機能の強化

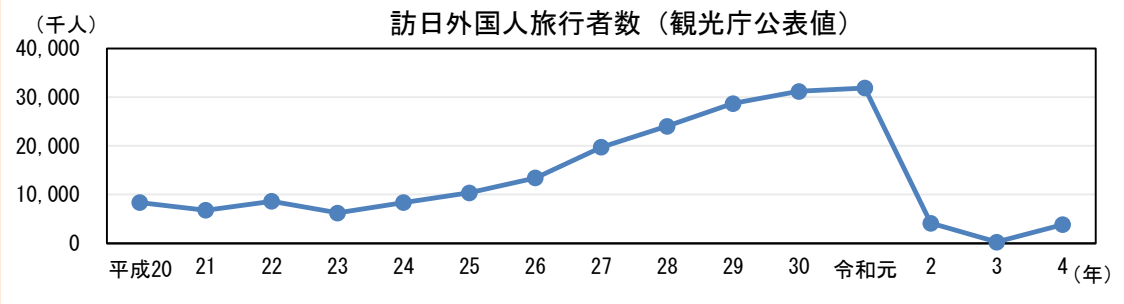
R5-40

【外部要素等】

- 訪日外国人旅行者数

【課題】

- 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化のため、情報収集・分析機能の強化に向けたこれまでの取組を加速するとともに、国際情勢の変化に伴う業務量の増加の状況を踏まえつつ、必要な外国語能力を有する職員の確保を含め、体制の更なる強化が必要
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限の緩和や外国人観光客の受入拡大に伴い、来日外国人数の大幅な増加が見込まれており、水際対策を効果的に推進するために、関係機関との一層の連携が必要



業績目標の説明

※ 本業績目標は、令和4年度の政策評価対象となっているため、「令和4年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

※ 令和4年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

※ 令和4年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

※ 令和4年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

※ 令和4年度実績評価書「課題」参照

業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

業績目標の説明

サイバー事案が多発するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることを踏まえ、サイバー空間の脅威に的確に対処するための基盤となる、全国の都道府県警察等におけるサイバー事案捜査及び対策業務に従事する捜査員等の能力向上及び各種資機材の充実強化を図るもの。

【主な成果（指標・事例）】

① サイバー事案対処に係る人的・物的基盤の強化（達成年：令和5年度）

達成目標：サイバー事案の検挙に必要となる高度で専門的な知識・技術を有する人材の育成及び各種資機材の充実強化を推進する。

【取組】

（人的基盤）

- 高度で専門的な知識・技術を有する人材を育成するための内部教養の実施 R5-47
- 民間委託教養の実施 R5-47
- 人材育成基盤装置を活用した効果的な教養の実施 R5-47
- サイバーコンテストの実施 R5-47
- アンケート調査を踏まえた各種教養等の質の向上、高度で専門的な知識・技術の習得意欲の向上に向けた各種取組の推進 R5-47

（物的基盤）

- 都道府県警察や地方機関等において運用する各種サイバーセキュリティ対策用資機材の着実な減耗更新 R5-45, 46
- サイバー空間の情勢に応じた新たな資機材等の増強 R5-45, 46

【外部要素等】

- 警察庁が設置したセンサーにおいて検知したぜい弱性探索行為等とみられるアクセスの件数（1日・1IPあたり）

【課題】

- サイバー人材需要の高まりによる人材獲得競争の熾烈化
- 深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度で専門的な知識・技術を有する者の採用、人材育成が不可欠
- サイバー空間の情勢に応じた資機材の高度化

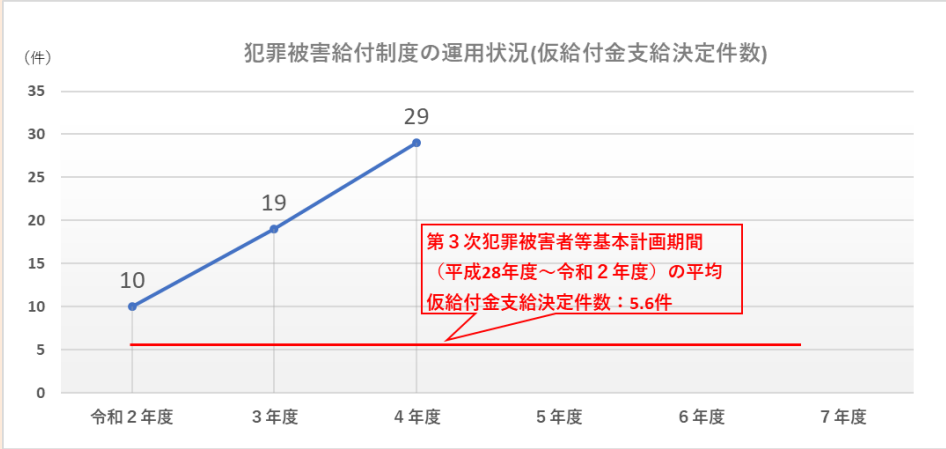
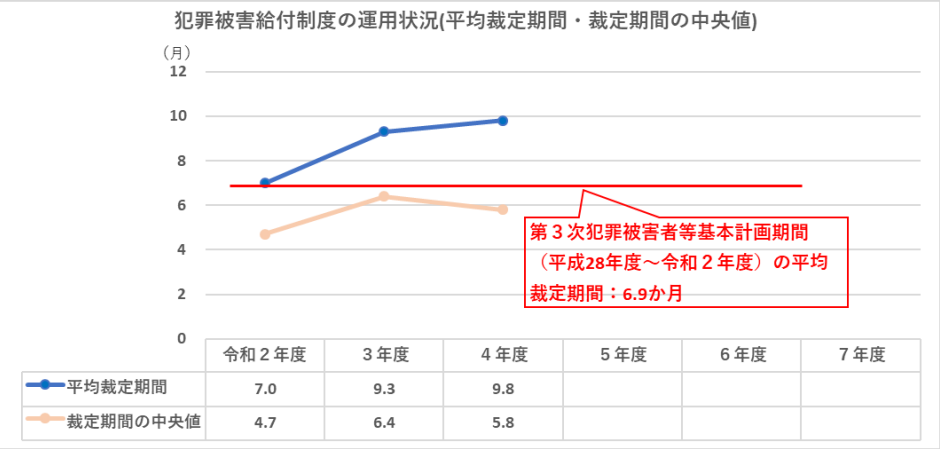
業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

業績目標の説明

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)(達成年：令和7年度)
達成目標：第3次犯罪被害者等基本計画期間中と同水準を維持する。
- ② 犯罪被害給付制度の運用状況(仮給付金支給決定件数)(達成年：令和7年度)
達成目標：第3次犯罪被害者等基本計画より支給決定件数を向上させる。



※ 犯罪被害給付制度の運用状況(裁定件数)：令和2年度377件、令和3年度396件、令和4年度477件

【取組】

- 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」の推進 R5-48, 49
 - ・ 犯罪被害者等の支援に関する広報の推進 R5-48
 - ・ 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体等との連携の推進 R5-48
 - ・ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実
- 都道府県警察の被害者支援活動に対する適切な評価の実施

【課題】

- 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づき、精神的被害の回復及び経済的負担の軽減に資する支援を推進する必要

※ 犯罪被害者等の状況に係る参考値

- 刑法犯（過失犯を除く。）による死者及び重傷者の数

年度	令和2	3	4
死者（人）	431	423	367
重傷者（人）	2,155	2,106	2,518

(令和4年度は暫定値)

- 交通事故による死者及び重傷者の数

年度	令和2	3	4
死者（人）	2,706	2,583	2,661
重傷者（人）	27,035	26,656	26,118

(令和4年度は暫定値)

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標の説明

警察が、必要な執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処するため、先端技術の積極的な活用や警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム（警察共通基盤）の整備等により、警察活動の高度化・合理化を推進する。

※ 本業績目標は、令和4年度の政策評価対象となっているため、「令和4年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和4年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和4年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和4年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和4年度実績評価書「課題」参照

業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

業績目標の説明

警察業務のデジタル化及び大規模災害の発生、警衛・警護、雑踏警備等に備えた警察情報通信基盤の強化を図る。

【主な成果（指標・事例）】

① 柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保（達成年：令和5年度）

達成目標：時代の変化に対応して、24時間365日いつでも警察活動を滞りなく行うため、情報伝達の要である「警察基幹通信網」、警察本部の通信指令室から警察署・パトカー・現場警察官との通信に使用する「移动通信システム」、民間技術を活用した「高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）」の維持管理及び高度化を図り、柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤を確保する。

①-1 警察基幹通信網（警察庁～警察本部～警察署）の稼働率（右表を参照）

達成目標：100%を維持する。

①-2 IPR形警察移動無線通信システムの稼働率（新たに測定する指標）

達成目標：100%を維持する。

定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
警察基幹通信網（警察庁～警察本部～警察署）の稼働率 （計算式） 稼働率＝[1-（り障時間/総稼働時間）]*100	成果実績	%	100	100	100
	目標値	%	100	100	100
	達成度	%	100	100	100

② 災害、警衛、警護、雑踏警備、国境離島警備に係る機動警察通信隊の活動状況（事例）（達成年：令和5年度）

達成目標：大規模災害発生時のほか、警衛、警護、雑踏警備、国境離島警備において、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策や現場映像の撮影・伝送等の情報通信対策を的確に講ずる。また、撮影した映像を必要に応じて警察庁、首相官邸にも伝送し、政府の初動対応にも貢献する。



災害における被災状況等の情報収集活動



警衛におけるヘリコプター
テレビシステムの不感地帯対策



警護における
固定カメラの設置



雑踏警備における
現場映像の撮影・伝送



国境離島警備における
衛星電話アンテナの設置

【取組】

- 警察情報通信設備等の保全・更新・整備 R5-55
- 現行・次期PⅢの改修等対応 R5-57
- 機動警察通信隊の対処能力の向上
- 警察大学校附属警察情報通信学校における専科教養の推進

【外部要素等】

- 通信事業者における障害発生
- 大規模災害の発生
- 警衛、警護、雑踏警備案件の有無

【課題】

- 警察情報通信基盤を24時間365日運用するために必要な機器の保全及び老朽化等に伴う更新・整備に当たる必要
- 変容する日本社会の中で警察機能を維持・向上するため、将来の技術革新を見据えながら、政府施策に応じた高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の機能追加・改修が必要不可欠
- あらゆる災害現場・警備活動においても映像伝送等を的確に実施するため、機動警察通信隊の訓練を推進し、その対処能力の更なる向上を図る必要